

【業界動向】

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会の活動について

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
平川 さくら

一般社団法人全国浄化槽団体連合会（略称 全浄連）は、浄化槽に携わる行政や関係団体の方々からの長年のご協力をいただき、2年後の2027年に創立50周年という節目の年を迎えることとなった。この場をお借りして全浄連発足の経緯について概略を紹介したい。また復興が未だ道半ばである能登半島地震の被災浄化槽について全浄連が行った調査業務の内容、および全浄連の活動の柱のひとつである「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」の概要と本年度令和7年度の応募状況について報告する。

1. 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会（略称 全浄連）の紹介

（1）一般社団法人 全国浄化槽団体連合会の発足の過程

昭和40年代半ばから、現場打ちのコンクリート製浄化槽に変わり工場で大量生産が可能なFRP製の浄化槽が現れ、高度成長期の生活水準の向上、トイレの水洗化を希求する波に乗り急速に普及していった。昭和50年には年間の出荷基数が50万基に達し、それに伴い杜撰な工事による施工不良、設置後の保守点検や清掃等の未実施による水質汚染や悪臭などの問題が多数発生し、浄化槽には水質汚濁の元凶としてのイメージが付き纏い、浄化槽をめぐる諸問題への対応が強く求められることとなっていた。そのような中、関東地区の浄化槽に係る団体で結成された関東ブロック浄化槽連絡協議会が（公財）日本環境整備教育センターの前身である（社）日本浄化槽教育センターや（財）日本建築センターに働きかけ、建設省の了解を得て浄化槽施工士認定講習会を計画して全国的に実施されることになった。これを契機に各地に浄化槽団体が結成されるようになり、それとともに全国団体設立への機運が高まり、紆余曲折を経て、1977年に加入39団体の浄化槽の全国団体として発足した。その後法人化の検討に入り、厚生省と建設省、環境庁や通産省と行政が多角的にまたがっている中で、浄化槽問題に積極的であった厚生省との協力体制の必要性から所轄官庁を厚生省とし、2年後の1979年に厚生省から社団法人の認可を受けた。その後、公益法人制度がスタートしたことにより、2013年4月には一般社団法人に移行している。

全浄連がこれまでに社会に貢献することができた活動の一つとして、浄化槽法の制定がある。全浄連を母体とした全国浄化槽対策推進政治連盟を発足させ、関係国会議員への働きかけ、法案内容に対する意見調整など、運動を継続した結果、浄化槽法は議員立法として1983年に公布された。浄化槽法により浄化槽関係の諸々の制度・体系が一本化され、浄化槽の製造から設置、維持管理に至るまで一連のシステムとして確立された。また浄化槽施工士と保守点検従事者の資格化により適切な技能を有する者が業務に携わることとなり、浄化槽が排水処理設備として認められていくこととなった。

その後浄化槽法は何度が改正されている。2000年の改正では単独浄化槽の新設は原

則禁止となった。2005年の改正では「公共用水域等の水質の保全」を浄化槽の目的に追記され、浄化槽は下水道と同等の効果を有する位置づけとなっている。以降も法定検査受検勧告の強化、特定既存単独処理浄化槽の規程などの改正に全浄連は深く関わってきた。

発足以来、全浄連は一貫して経済や財政の効率化にも資することが可能な浄化槽の整備促進および業界全体の健全な発展を目指して活動を行っている。

（２）一般社団法人 全国浄化槽団体連合会の概要

全浄連は、水環境の保全に大きな役割を担っている浄化槽の普及・啓発を図り、生活環境の保全や公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、浄化槽関係事業４種（製造・施工・保守点検・清掃）および法定検査に従事する全国の事業者を網羅した唯一の団体である。各都道府県を単位とした正会員 47 団体と指定検査機関である特別会員 17 団体および賛助会員 3 団体によって構成され、正会員の傘下会員企業は約 9,500 社であり、全国の浄化槽関係事業者数（約 48,000 R5 年度環境省資料）のおよそ 20%に相当する。

（３）最近の主な活動、事業

令和 6 年度は、浄化槽法の改正を令和 7 年度の国会で成立させるべく活動を行った。適正な維持管理の徹底、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換や浄化槽分野の人材活用、能力向上等の課題が積み残されている状況に対処するためのものである。秋の通常国会における成立を目指して現在調整を諮っている。

市町村長・議会議員等の政策決定者や浄化槽行政担当者等を対象とした、環境省主催の「浄化槽トップセミナー」を昨年度は宮城県と香川県において開催した。

地図情報リンク型の浄化槽台帳システム《Z-join》の全国の自治体への導入移行支援活動を引き続き行っており、約 70 の県および市町村に利用が広がっている。また令和 5 年度から開始した、浄化槽の適正な施工を確保し、浄化槽設備士の資質向上、技術のアップデートを図るための「浄化槽設備士研修会」については令和 6 年度も引き続き各地で計 5 回実施している。

2. 令和 6 年能登半島地震 被災浄化槽の復旧に係るコールセンターについて

（１）能登半島地震の浄化槽被害状況

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、浄化槽も多大な影響を受け、多数の浄化槽が被害を受けた。特に地震の震源直下である奥能登地区の 6 市町、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町における被害は甚大であった。

資料 1 が環境省による 1 月 6 日時点の浄化槽の被害状況と対応状況の資料である。珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、七尾市、志賀町以上 6 市町には約 1 万 9 千基の浄化槽が設置され、石川県全体の浄化槽設置基数約 5 万基の 38%となっている。能登地方の浄化槽設置数全 1 万 9 千基のうち市町設置浄化槽は約 3 千基余りであるが、このうち被害を受けた浄化槽は 6 市町全体で 1,400 基を超え、実に 40%の市町設置浄化槽が何らかの被害を受けていることがこの表よりわかる。

令和6年能登半島地震に伴う浄化槽・コミュニティプラントの被害状況と対応状況



令和7年1月6日時点

- 能登地域に設置されている浄化槽は全体で約1.9万基（うち市町設置が約3千基、個人設置が約1.6万基）、コミュニティプラントが6施設。
- 市町設置浄化槽については環境省が支援しながら、各市町において復旧工事の発注・施工を進めているところ。個人設置浄化槽についてはコールセンターを設置して問い合わせ先を一元化するとともに、石川県・関係団体等と連携・協力して、復旧工事や補助申請等のサポートを実施。

市町	施設数	被害状況・対応状況
珠洲市	758基（市設置浄化槽）	<ul style="list-style-type: none"> 市設置浄化槽の被害基数：409基 上記のうち住民の復旧意向が確認できており、早期に復旧工事を行う予定の基数：247基（うち、工事発注済み基数：247基） 個人設置浄化槽のコールセンターへの問い合わせ：725基、被害状況調査の実施基数：534基
能登町	563基（町設置浄化槽）	<ul style="list-style-type: none"> 町設置浄化槽の被害基数：174基 上記のうち住民の復旧意向が確認できており、早期に復旧工事を行う予定の基数：156基（うち、工事発注済み基数：144基） 個人設置浄化槽のコールセンターへの問い合わせ：798基、被害状況調査の実施基数：544基
輪島市	766基（市設置浄化槽）	<ul style="list-style-type: none"> 市設置浄化槽の被害基数：523基 上記のうち住民の復旧意向が確認できており、早期に復旧工事を行う予定の基数：278基（うち、工事発注済み基数：268基） 個人設置浄化槽のコールセンターへの問い合わせ：889基、被害状況調査の実施基数：687基
穴水町	—（町設置浄化槽は無し）	<ul style="list-style-type: none"> 個人設置浄化槽のコールセンターへの問い合わせ：750基、被害状況調査の実施基数：605基
七尾市	961基（市設置浄化槽）	<ul style="list-style-type: none"> 市設置浄化槽の被害基数148基 上記のうち住民の復旧意向が確認できており、早期に復旧工事を行う予定の基数：138基（うち、工事発注済み基数：132基） 個人設置浄化槽のコールセンターへの問い合わせ：1,041基、被害状況調査の実施基数：741基
	4施設（コミュニティプラント）	<ul style="list-style-type: none"> 2施設が被災し、応急復旧を行い、現在稼働中であり、今後のプラント復旧に向け調整中。管路調査実施済み、復旧に向け調整中。
志賀町	587基（町設置浄化槽）	<ul style="list-style-type: none"> 町設置浄化槽の被害基数224基 上記のうち住民の復旧意向が確認できており、早期に復旧工事を行う予定の基数：175基（うち、工事発注済み基数：165基） 個人設置浄化槽のコールセンターへの問い合わせ：320基、被害状況調査の実施基数：188基
	2施設（コミュニティプラント）	<ul style="list-style-type: none"> 2施設が被災し、応急復旧を行い、現在稼働中であり、今後のプラント復旧に向け調整中。管路調査実施済み、復旧に向け調整中。



地震により浮き上がった浄化槽（画像は七尾市内の例）



地震により浮き上がった浄化槽（画像は珠洲市内の例）



資料1 環境省公表資料

（2）個人設置型浄化槽を対象としたコールセンター開設

個人設置の浄化槽については基数が約1万6千基と市町設置浄化槽数の5倍以上あり、個人が管理している浄化槽についてはまとまった設置情報がなく被害の実態を把握することが困難であることから、環境省は石川県や各市町、浄化槽関係団体と連携し、被災者からの相談窓口となるコールセンターを開設して一元的に状況を管理するとともに、浄化槽の復旧工事にたいする支援を一体的に進めることになった。資料2が環境省によるコールセンター概要資料である。コールセンター開設時に環境省のサイトに掲載されていた。コールセンターの目的、連絡先、対応内容などが記載されている。

全浄連は環境省からの委託を受け、令和6年1月から能登地区の被害実態調査業務を開始、2月16日からは能登半島地震復旧浄化槽支援コールセンターを開設した。窓口対応業務は浄化槽に関する豊富な知見、経験を持ち、能登半島の地理にも精通した4名の専従者が、浄化槽が被災した住民からの相談を受け、被害状況調査の相談、手配や復旧工事に関する問い合わせ、工事に対する補助金の説明などの対応を行ってきた。令和6年12月27日に浄化槽の被害調査の受付は終了し、以降は被災浄化槽の復旧工事や補助金申請に関する相談に対応し、今年の3月31日をもってコールセンターの受付を終了した。

能登半島地震により被災した浄化槽の復旧に係るコールセンター 概要



【担当連絡先】
環境省 浄化槽推進室
03-5501-3155

①コールセンターの概要

コールセンターの設置により、石川県内の浄化槽が被災した住民の方からの浄化槽の復旧に係る相談窓口を一元化するとともに、被害状況調査から復旧工事の実施に関する支援を一体的に進め、浄化槽の早期復旧を図るもの。

【コールセンターへのお問い合わせ窓口（2月16日より開始）】

下記窓口へお問い合わせください。

電話：0120-326-121（フリーダイヤル） 受付時間：9:00～17:30（土日・祝日除く）

メール：noto@zenjohren.or.jp

②コールセンターの具体的内容

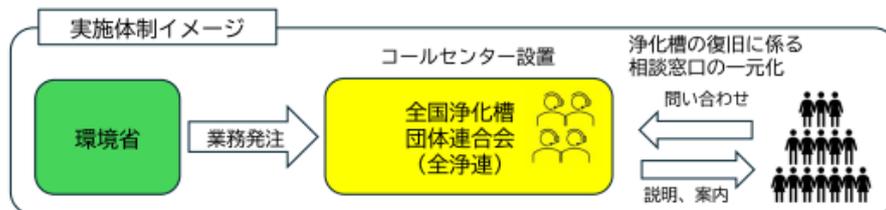
1. 浄化槽復旧に関する問い合わせ等

- 浄化槽の使用の可否や、今後の復旧に向けたお問い合わせなどに対して分かりやすく説明を行います。
- 復旧工事等に関するご相談などにお答えします。
- 復旧工事に係る市町への補助金申請手続等についてご説明を行います。

2. 被害状況の調査に関するお問い合わせ・調査希望の受付 <被害状況調査の受付期限：令和6年12月27日>

- 被害状況調査に関するご相談などにお答えするとともに、調査の希望を受け付け、被災した浄化槽の調査を行います。（調査は全浄連・石川県浄化槽協会等が実施）

コールセンターでの被害状況調査の受付期限は令和6年12月末となります。
令和7年1月以降は、ご契約の保守点検業者にご依頼下さい。



地震により浮き上がった浄化槽
(雨後は七尾市内の例)

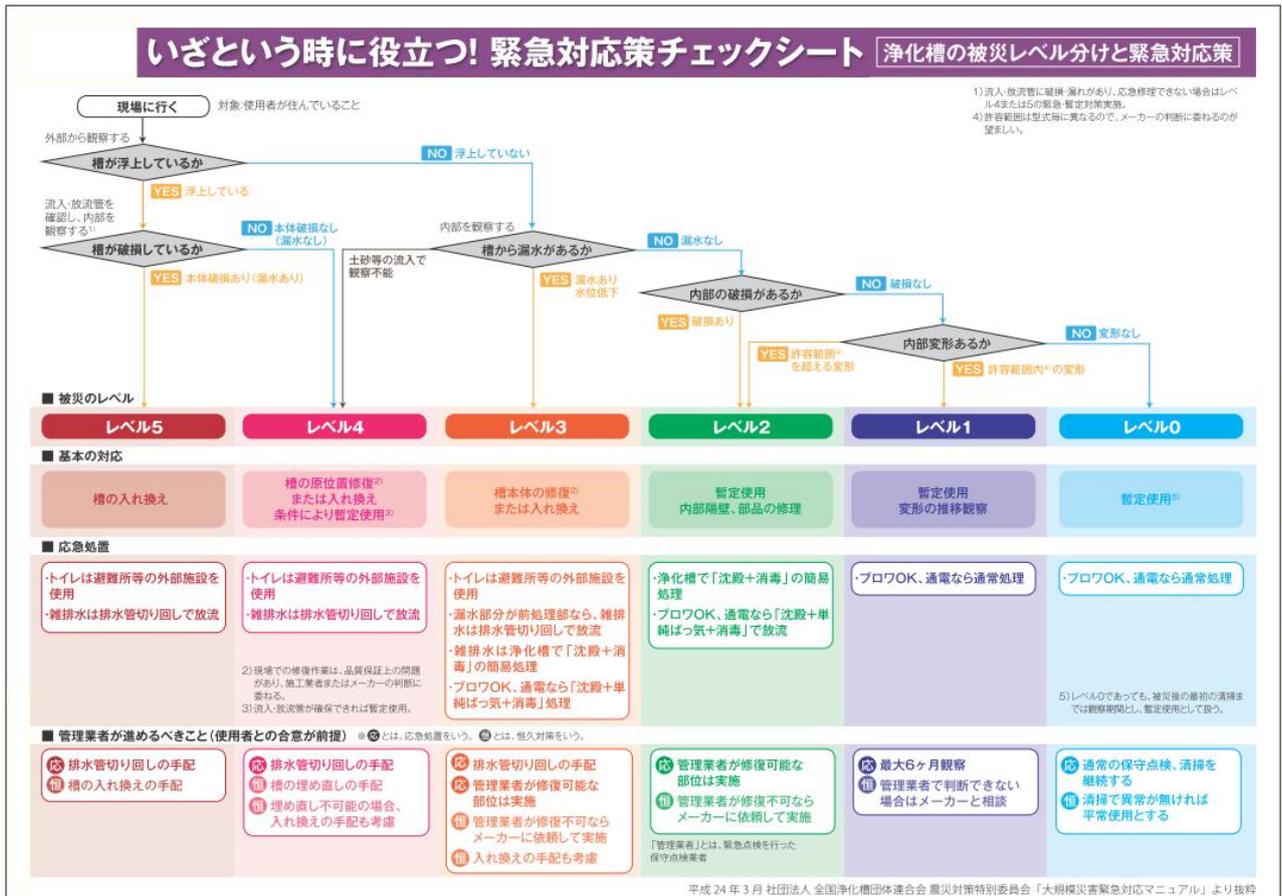
資料2 環境省公表資料

(3) 被災した浄化槽の被害調査

調査依頼については、石川県浄化槽協会と全浄連で対応、富山、福井、長野県の浄化槽協会の協力を仰ぎ、状況に応じて対応できる体制をとっていた。調査については、保守点検情報用の位置情報集約システム、報告くんを活用し、取り急ぎ石川県災害対策用緊急環境を構築して被害浄化槽の位置情報を把握することにした。現地調査結果を地図情報に落とし込む事によって他県からの応援者が修理を行う場合でも、浄化槽位置を容易に把握することができた。

現地での被害調査では、被害状況カルテを作成して家屋の状態を確認し、家屋が復旧可能な場合には資料3の浄化槽の被災レベルを判断するチェックシートにより浄化槽の使用可否の判断を行った。

現地調査の情報は担当者がスマートフォンにより入力、関係者の共有システムに取り込み、各自治体でメーカーや設備業者も含めた関係者で対応を協議したのち修理等の対応を行った。工事完了後の補助金申請、申請書類の審査、交付決定、補助金支払いまで、全浄連、石川県浄化槽協会、各市町担当部署が環境省のもと協力して対応業務を行ってきた。



資料 3 浄化槽の被災レベルを判断するチェックシート

(4) コールセンター受付件数

コールセンター開設当初は問い合わせが殺到し、浄化槽やトイレが使用可能かどうかの相談が最も多く寄せられていた。資料 4 が令和 6 年 12 月までの受付件数と調査結果の概要である。

昨年 12 月 27 日までの総受付件数は 4,843 件であった。重複した問合せなどもあるが、能登地域の個人設置浄化槽約 1 万 6 千基のおおよそ 30% から問い合わせがあったこととなる。

聞き取り調査票からの集計なので一部合計が合わない箇所もあり、また浄化槽の種類については情報を総合的に判断した推測も含まれている。コールセンターへは、浄化槽が壊れた場合、また浄化槽が使用可能かどうか不明の場合などに問い合わせるので、当然修理や入替が必要な浄化槽は多くなるが、調査を行った浄化槽のうち完全に使用可能な浄化槽は 260 基と全体の一割にも満たない数であるのに対し、修理や入替が必要な件数は計 3164 件と 6 割以上となっていた。

この時点では未調査の浄化槽があったが、調査依頼があった浄化槽の調査については 1 月末時点ですべて完了している。

コールセンターによる被害状況調査受付件数・調査結果概要

2024年12月27日時点 総受付数 4,843件

合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	不明	合計件数
2,248	1,613	984	4,845

使用可能	修理必要	入替必要	未調査および不明	合計件数
260	460	2,704	1,429	4,853

建物の被災状況

住宅	集合住宅	併用住宅	その他	不明	被害なし	被害あり	不明
3,554	45	132	301	811	313	2630	1900

資料4 コールセンター受付件数

(5) 浄化槽の被害実態調査とコールセンター業務を通じて見えたこと

平成23年に起きた東日本大震災では、環境省の調査によると全損した浄化槽は3.8%、応急修理が必要な浄化槽は28.4%であったが、今回のコールセンターの調査結果では相談件数のうち60%以上の浄化槽に被害が発生していた。液状化現象により多数の浄化槽が浮上している。

浄化槽の修理、交換を行う県内の工事業者も多数被災し、浄化槽だけではなく、上水、下水、宅内配管の復旧も滞っていた。上水道復旧工事が優先されていたが、宅内配管や浄化槽復旧工事が行われていないため排水が出来ない場合があった。また県内の清掃業者も被災し修理を必要とする浄化槽やまた仮設トイレの清掃や汲み取りも中々行えない状況であった。

発災時に速やかに業者を派遣するためには、近隣県だけではなく広範囲の災害協定を締結しておくことが重要である。また市町の行政担当者も被災しており、市町ごとの対応ではなく、県が一体的に復旧への対応を行う必要があるのではないかと。

コールセンターへの相談は高齢者や単身者が多く、被災により地域のさらなる人口の減少や高齢化が予想される。下水道地域の復旧整備にあたっては、迅速な対応が可能であり、整備費が下水道より安価となる浄化槽が望ましいと思われる。地域の特性、住民の要望なども踏まえ、汚水処理事業全体の持続性向上を目指し、すべてのエリアを元通りに復旧するのではなく、地域の実状、今後どうなっていくかの予測も踏まえて最適な汚水処理方式を選択すべきである。

2. 令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (浄化槽システムの脱炭素化推進事業)

(1) 事業の概要

本補助金は、浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO²削減を図ることを目的としている。

全浄連は環境省から執行団体として採択され、この事業が開始された令和2年より、公募、申請の受付、審査、交付決定から工事完了後の審査、補助金の交付まで、各都道府県の浄化槽協会の協力のもとに実施している。実施期間は令和4年度から令和8年度の5年間であり、今年度はその4年目となっている。

事業内容は(1)30人槽以上の既設合併処理浄化槽の最新型の高効率機器への改修事業、(2)30人槽以上の既設合併処理浄化槽を先進的省エネ型浄化槽への交換事業が主な事業であり、それらのうちのどちらかの事業と併せて行う(3)再生可能エネルギー設備の導入事業の3事業である。その内容については資料5の環境省資料も参照されたい。

浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和7年度予算額 1,800百万円(1,800百万円)】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO²削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO²削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
・改修によって当該機器のCO²排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO²排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
・交換によって既設浄化槽のCO²排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO²排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入
・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽
出典：フアクリン工業（株）HP



高効率ブロワ
画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御
画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

(2) 令和7年度の申請状況 (8月末まで)

4月の公募開始から、8月末までの申請件数は「(1)事業」74件、「(2)事業」17件であった。補助金予定交付額では約4億5千万円と令和6年度の同時点と比べると、申請件数、補助金交付予定交付額とも若干低調に推移している。ただし補助事業者からの問い合わせなどから、今後申請予定の事業については、8月末までの補助金予定交付額の2倍以上の金額を見込んでおり、今年度の事業実施終了時には令和6年度以上の補助金交付額となると予想している。

(3) 補助事業申請についての留意点

①費用対効果

CO₂1トン削減するための費用を、使用年数15年(法定耐用年数)と設定し計算した金額が費用対効果である。機器改修の「(1)事業」の目標額は7万円/t-CO₂以下となっている。浄化槽更新の「(2)事業」は10万円/t-CO₂以下である。また、特例として、費用対効果を算出する際の「総事業費」には、再エネ設備導入事業にかかる費用を例外的に算入しない措置も令和4年度から継続している。なお、来年度もこれらの目標額や特例措置が継続されるかどうかは未定である。

費用対効果が目標額を超えた場合においても補助事業の対象であるが、補助率が1/2ではなくなる。その場合は全浄連で補助交付額を決定するための基準額を設定するので、申請前に相談をしていただきたい。

②単価50万円以上の取得財産の15年間の処分制限

本補助金は浄化槽の電動機器や浄化槽本体をエネルギー消費が少ない効率のよい設備に交換することにより長期にCO₂削減効果を得るための補助制度である。短期間での建物や設備の譲渡や売却、あるいは廃止や取壊しの可能性がないかどうか十分な確認が必要である。これまでも、補助事業を行った建物の用途変更や売却、取り壊し等の事例があった。50万円以上の機器や浄化槽本体については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の適用対象となる。環境省の承認を受けないで、譲渡や廃棄をすることはできない。処分承認基準を満たさない場合は補助金の返還を求められることとなるので留意していただきたい。

その他、補助事業者の責務は交付規程に記載されている。全浄連のWEBサイトの補助事業特設ページからダウンロードして確認をすることができる。

(4) 最後に

補助事業交付申請の締め切りは令和7年11月28日となっている。総事業費の1/2が補助金として交付される本補助事業を活用することにより、設置費用のみならず、電気代などのランニングコストの削減も可能となるので、本事業を利用して脱炭素に貢献していただけたら幸いである。